

大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運営業務委託仕様書

第 1 章 一般事項

1 委託業務名

大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運営業務

2 業務の目的

GPS 測定機を用いたデータ測定及びオンラインでのトレーニング指導並びにその結果を生かした指導を実施することにより、市内の小学生が、スポーツデータを活用してスポーツを楽しむ機会を創出し、運動能力及び運動意欲を向上させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 6 日まで

4 適用範囲

本仕様書は、大津市（以下「発注者」という。）が業務実施事業者（以下「受託者」という。）に発注する「大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運営業務」に適用するものである。ただし、業務の履行に必要でありながら明示されない事項がある場合は、発注者の指示に従うこと。

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承諾を得ることとする。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては承諾を必要としない。
- (6) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。また、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。
- (7) 受託者は成果物の提出に際し、社内検査を実施し、適正な品質管理に努めなければならない。
- (8) 受託者は契約締結後に着手届を提出し、業務完了時に完了届及び目的物引渡書を提出すること。なお、様式については発注者が指定するものとする。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 1 0 日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。ただし、発注者との協議において、不要と判断されたものについては、省略できることとする。

ア 業務概要

イ 検討業務内容

ウ 業務スケジュール

エ 業務実施体制

オ 連絡体制（緊急時含む）

カ その他発注者が必要とする事項

(3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

(4) 発注者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

7 成果物の提出及び検査

(1) 受託者は、業務が完了したときは、完了届及び目的物引渡書を提出するとともに、成果物を提出し検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、発注者の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しをして検査を受けるものとする。

(3) 受託者は、成果物において使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、計量単位は計量法に定めるものとする。

(4) 成果物は、PowerPoint 形式及び PDF 形式とし、A4 カラー（縦・横は問わない。）での出力を前提として作成するものとする。

8 請求及び支払い

委託料は、受託者から業務完了後に支払うものとする。

9 再委託の禁止

本契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、事前に承諾を得た場合はこの限りでない。

10 信用失墜行為の禁止

業務遂行に当たっては、本市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

1.1 秘密の保持

(1) 個人情報の保護

業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）及び関係法令を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざんの防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

業務遂行中に知り得た事項等については、いかなる理由があっても第三者に漏らさない

こと。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に利用し、本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務において、本市から提供された個人情報が記録された資料等について、承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

1 2 損害の予防措置等

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者及び第三者に危害または損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。危害または損害を与えた場合若しくはそのおそれのある場合には、受託者は直ちに委託者に報告すること。

(2) 業務履行中に受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

第2章 業務内容

1 業務内容

「第1章第2項 業務の目的」を満たしており、子ども達の今後のスポーツ意欲が向上するような内容を実施すること。

(1) 学校授業でのデータ測定及びオンライントレーニング

ア 授業プログラムの作成

イ オンライン授業時の指導及びWeb会議アプリのホスト

ウ 運動能力向上トレーニング指導

エ GPS測定機のデータ収集・分析及びフィードバック資料の作成

オ 児童・教員に実施するアンケート結果の分析

カ トレーニング概要は以下のとおり

(ア) 日程 (予定)

第1回データ測定：令和7年11月 4日 (火) から11月 7日 (金)
最大4日間連続で3校実施

第1回オンライン：令和7年11月11日 (火) から11月14日 (金)
上記日程で3校実施

第2回データ測定：令和7年12月 2日 (火) から12月 5日 (金)
最大4日間連続で3校実施

第2回オンライン：12月中旬以降に開催
上記日程で3校実施

※雨天及び学校行事の都合により上記日程から変更の場合がある。

(イ) 対象 大津市内小学校3校

志賀小学校 5年生4クラス 計123名

南郷小学校 5年生3クラス 計 80名

瀬田小学校 4年生6クラス 計189名

(ウ) 形式

全て体育の授業内での実施であり、時間は45分とする。

a 第1回データ測定

- ・指導なしでのデータ測定 (ベースとなるデータの測定)
- ・能力向上トレーニング指導

b 第1回オンライン

- ・個人のデータを見る (それぞれの数値の理解を図る)
- ・成長する方法をディスカッションする
- ・能力向上トレーニング講義

c 第2回データ測定

- ・aと同様の測定

d 第2回オンライン

- ・個人のデータを見る (1回目のデータとの比較)
- ・成長する方法をディスカッションする
- ・能力向上トレーニング講義

(2) 場所

- ・データ測定：実施校グラウンド等
- ・オンライン：実施校教室等

(3) 機材

- ・データ測定に使用する機材は原則、受託者が用意すること。
- ・測定に必要となる機材を郵送等により送付する場合の費用は、全て受託者が負担すること。

2 成果物

- (1) 受託者は、前項の業務内容について、報告書を作成すること。
- (2) 報告書は、業務概要、測定結果・アンケート結果及びそれらの分析、今後の方向性等を記載すること。
- (3) 写真やグラフ、表等を用いて、視覚的にわかりやすいものとする。

3 その他

- (1) 本事業は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるが、その他の補償内容が必要な場合については、受託者にて加入すること。
- (2) 実施校との連絡調整等については、スポーツ課を通して行うこと。